

富山大学同窓会連合会設立趣意書

2005年10月1日、旧富山大学、旧富山医科薬科大学及び旧高岡短期大学の県内3国立大学の再編・統合により、8学部（人文学部、人間発達科学部、経済学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、芸術文化学部）、大学院3研究部・3教育部、和漢医薬学総合研究所、附属病院等を擁する、日本海地域有数の大規模な総合大学として新しい富山大学が誕生した。

新しい富山大学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、高い使命感と創造力ある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化と人間社会の調和的発展に寄与することを理念に掲げている。

この理念、目標達成のためには大学自身の努力はもとよりであるが、行政、地域に支援をお願いしていくことも重要であり、同時に8学部同窓会としても積極的な協力をしていくべきと考える。

各学部同窓会はそれぞれの活動を通して従来も大学の発展に貢献してきたが、新しい富山大学の誕生を機に、学部横断的な交流を深めるとともに、同窓の連帯によって総合力を結集し、富山大学の一層の発展に努めていきたい。

ここに富山大学同窓会連合会を結成するものである。

2007年10月 6日

富山大学同窓会連合会会則

平成 19 年 10 月 6 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、富山大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、富山大学の学部別同窓会及び同窓会支部間の交流、連携を推進することにより、富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の卒業生（修了生を含む。以下同じ。）の交流、親睦を図り、併せて富山大学の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学部別同窓会及び同窓会支部間の交流、連携の推進
- (2) 新たな同窓会支部設立の支援
- (3) 卒業生と富山大学との連携・協力の推進
- (4) その他本会の目的に沿った事業活動

第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 各学部同窓会会員、並びに富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の関係者で会長が認めた者
- (2) 特別会員 富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の教職員及び教職員であった者（正会員をのぞく）
- (3) 賛助会員 本会の事業に連携、協力できる団体及び個人で、賛助会員会費を納入した者。
- (4) 準会員 富山大学に在学する者。

第 3 章 役員等

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名（内 1 名は会長代行とする）
- (3) 幹事長 1 名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 会計監事 2 名

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は、総会において選任する。

2 幹事長及び会計監事は、会長の推薦により、総会において選任する。

3 幹事は、学部同窓会の推薦により、総会において選任する。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 幹事長は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。

5 幹事は、本会と学部同窓会との連絡調整を図り会務を処理する。

6 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問)

第9条 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、学長がこれにあたる。

3 顧問は、理事および学部長がこれにあたる。

4 名誉会長、顧問は、会務に関する重要事項について助言することができる。

第4章 会議

第10条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第11条 総会は、第5条に掲げる役員をもって組織する。

2 総会は、毎年1回、臨時総会は必要な都度、会長が召集する。

3 総会は、第5条に掲げる役員の過半数の出席を要する。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

5 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画、予算及び決算

(2) 役員の選任

(3) 会費にかかる事項

(4) その他本会運営にかかる重要事項

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長および幹事をもって組織し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他、会の運営にかかる重要事項

第5章 会計及び事務局

(財源)

第13条 本会の経費は、賛助会員会費、各学部同窓会分担金、寄付金その他の収入をもつて充てる。

(会費等)

第14条 賛助会員会費、各学部同窓会分担金、寄付金およびその他の経費は細則に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、「〒930-8555 富山市五福 3190」を住所とする富山大学内に置く。

2 事務局長を置く。事務局長は幹事の中から会長が指名する。

第6章 会則改正

(会則の改正)

第17条 本会の会則を改正しようとするときは、幹事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

附則

1 会長は、中尾哲雄氏（富山市）とする。

2 この会則は、平成19年10月6日から施行する。

同窓会分担金基準、賛助会員会費およびその他の経費に関する細則

平成 19 年 10 月 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、富山大学同窓会連合会の同窓会分担金基準、賛助会員会費およびその他の経費について、必要な事項を定める。

(同窓会分担金基準)

第 2 条 各学部同窓会分担金の基準は、5 万円＋前年度新入会員数×100 円とする。

2 同窓会分担金は、当年度に入ってから納入するものとする。

(賛助会員会費)

第 3 条 賛助会員会費は、次の通り定める。

(1) 個人会員は、毎年 3,000 円を納入する。

(2) 法人会員は、毎年 30,000 円を納入する。

(その他の収入)

第 4 条 その他の収入として、寄付金および特別会費について、次のとおり定める。

(1) 寄付金は、随時これを受け付けるものとする。

(2) 役員会の議を経て、臨時に特別会費を徴収することができるものとする。

(細則の改正)

第 5 条 本細則を改正しようとするときは、幹事会の審議を経て、役員会において決定するものとする。

同窓会連合会加盟組織

人文学部同窓会

富山大学教育学窓会

経済学部同窓会・越嶺会

理学部同窓会

医学部同窓会

薬学部同窓会・富山薬窓会

工学部同窓会・仰岳会

高岡短期大学・芸術文化学部同窓会・創己会